

一般社団法人日本病院会 平成 25 年度 社員総会

日 時 平成 26 年 3 月 15 日 (土) 14:15～15:00

会 場 日本病院会 ホスピタルプラザビル 2 階

議事次第

1. 開会
2. 会議定足数報告 定数 134 名 (過半数 68 名)
出席 24 名、委任状 82 通、 計 106 名
3. 会長挨拶
4. 議事
 - 第 1 号議案 議長、副議長の選出に関する件
●議長に野口正人氏、副議長に崎原宏氏が選出された。
 - 第 2 号議案 平成 26 年度事業計画(案)の承認に関する件 (資料 1)
●事業計画案が承認された。
 - 第 3 号議案 平成 26 年度収支予算(案)の承認に関する件 (資料 2)
●収支予算案が承認された。
 - 第 4 号議案 理事の選任に関する件 (資料 3)
●前常任理事の木村壯介氏の欠員補充として、中村利孝氏が立候補し、選任された。
 - 第 5 号議案 参与の承認に関する件 (資料 4)
●竹内勤氏 (慶應義塾大学病院長) の参与就任が承認された。
 - 第 6 号議案 定款変更に関する件(特別決議) (資料 5)
●定款変更案が承認された。
5. 閉会

平成26年度 事業計画（案）

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

事業計画（重点項目）	2
学会等の開催	4
委員会	5
セミナー開催計画	7
国際活動	8
通信教育実施計画 ・ 関連事業	9～10
役員会等開催計画	11



一般社団法人 **日本病院会**

平成26年度事業計画（重点項目）

1. 見える化の推進

- (1) 情報収集・分析・共有化事業の推進
- (2) 「ニュース」「雑誌」「ホームページ」等の充実
- (3) 会員施設への情報発信の推進
- (4) 医療支援システムの構築
- (5) クラウド利用によるデータ共有の検討
- (6) ウェブ会議の推進

2. 一般社団法人としての基盤整備

- (1) 会員病院増加への取組み
- (2) 収益事業への取組み
- (3) 理事会等の活性化
- (4) 支部の拡大並びに活性化
- (5) 都道府県病院協会等への連携協力
- (6) シンクタンク機能の整備
- (7) 事務局組織の見直し・整備・活性化
- (8) プライバシーマークの取得

3. 病院医療の再生

- (1) 医療人の育成
 - ・ 専門医制度への取組み
 - ・ 資格認定者等の養成
 - ・ 病院中堅職員の育成
 - ・ 病院実務者の研修
 - ・ 国際人材の養成
- (2) 社会保障と税の一体改革（2025年の医療提供体制）
 - ・ 適正な医療提供体制の見直し
 - ・ 病床の機能分化・連携
 - ・ 病床機能報告制度と地域医療ビジョン
 - ・ 地域における医師、看護職員等の勤務環境の改善
 - ・ 精神科医療提供体制の改革
- (3) 診療報酬体系のあり方
 - ・ 平成26年度診療報酬改定の検証
 - 7対1看護基準への対応
 - 消費税8%の影響
 - 診療報酬改定の影響
- (4) 消費税原則課税への取組み

4. 医療の質と安全の取り組み

- (1) 医療の質・評価の推進
 - ・ QI プロジェクト事業の強化
 - ・ 治験への取り組み
 - ・ JCI に対する取り組み
- (2) 医療基本法への取り組み
- (3) 診療行為に係る死亡・事故の原因究明制度への取り組み

5. 国際活動

- (1) AHF（アジア病院連盟）・IHF（国際病院連盟）の活動
- (2) WHO（世界保健機関）への協力・支援
- (3) WHO 国際統計分類協力センター活動の実施
- (4) 医療の国際化の活動

6. 医療関連団体との連携推進

7. 国際モダンホスピタルショー

平成26年度 学会等の開催

1. 第64回日本病院学会

会 期 平成26年7月3日(木)～4日(金)
場 所 香川県・サンポートホール香川、香川国際会議場 他
学 会 長 中川義信
(独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター 院長)

2. 第40回日本診療情報管理学会学術大会

会 期 平成26年9月11日(木)～12日(金)
場 所 岩手県・盛岡市民文化ホール(マリオス)、
いわて県民情報交流センター(アイーナ)
学術大会長 佐々木 崇(岩手県立中央病院 名誉院長)

3. 病院長・幹部職員セミナー

会 期 平成26年8月2日(土)～3日(日)
場 所 東京都・イイノホール

4. 国際モダンホスピタルショウ(IMHS)2014

会 期 平成26年7月16日(水)～18日(金)
場 所 東京都・東京ビッグサイト

第55回日本人間ドック学会学術大会

会 期 平成26年9月4日(木)～5日(金)
場 所 福岡県・福岡国際会議場
学術大会長 寺坂禮治(福岡赤十字病院 病院長)

平成26年度 委 員 会

委 員 会	担当副会長・委員長
I. 医療政策に関わる事項 ①医療制度委員会 ②医療の安全確保推進委員会 ③救急医療委員会	担当副会長 岡留健一郎 中 井 修 木 村 壯 介 前 原 和 平
II. 医療提供に関わる事項 ①地域医療委員会 ②精神科医療委員会 ③中小病院委員会	担当副会長 今泉暢登志 塩 谷 泰 一 中 島 豊 爾 土 井 章 弘
III. 医療経営に関わる事項 ①医業経営・税制委員会	担当副会長 梶原 優 安 藤 文 英
IV. 診療報酬に関わる事項 ①社会保険診療報酬委員会	担当副会長 相澤孝夫 万 代 恭 嗣
V. 人材育成に関わる事項 1. 研修事業 ①医療安全対策委員会 ②感染症対策委員会 ③病院診療の質向上検討委員会 ④QI 委員会 ⑤臨床研修委員会 ⑥栄養管理委員会 2. 病院看護事業 ①看護職場環境委員会 3. 通信教育事業 ①病院経営管理士教育委員会 ②病院経営の質推進委員会	担当副会長 末永裕之 福 永 秀 敏 木 村 哲 有 賀 徹 福 井 次 矢 浜 田 正 行 東 口 高 志 望 月 泉 小 川 嘉 誉 宮 崎 瑞 穂
VI. 情報発信（みえる化）に関わる事項 ①情報統計委員会 ②広報委員会 ニュース編集委員会 雑誌編集委員会 ホームページ委員会 ③ホスピタルショウ委員会	担当副会長 大道道大 大 道 道 大 藤 原 秀 臣 藤 原 秀 臣 原 義 人 武 田 隆 久 大 道 久

委 員 会	担当副会長・委員長
VII. 総務に関する事項 ①倫理委員会 ②国際委員会 ③認定個人情報保護団体 審査委員会 ④災害対策特別委員会	担当副会長 梶原 優 松 本 純 夫 福 井 次 矢 崎 原 宏 塩 谷 泰 一
VIII. 診療情報に関する事項 ①診療情報管理士教育委員会 基礎課程小委員会 専門課程小委員会 分類小委員会 DPC コース小委員会 医師事務作業補助者コース小委員会	担当副会長 大道道大 武 田 隆 久 大 塚 秋二郎 三 木 幸一郎 鎌 倉 由 香 阿 南 誠 須 貝 和 則
IX. 医療の国際展開に関する事項 ①国際医療推進委員会（仮称）	担当副会長 梶原 優 “ 末永裕之 “ 相澤孝夫

平成26年度 セミナー開催計画

セ ミ ナ ー 名	開 催 期 日	開 催 地
1. 病院診療の質向上セミナー	7月4日（金）	香 川
2. 医療安全管理者養成講習会	第1クール 6月 6日（金）～ 7日（土）	東 京
	第2クール 9月 5日（金）～ 6日（土）	”
	第3クール 12月 5日（金）～ 6日（土）	”
医療安全管理者養成講習会 アドバンストコース	第1回 5月17日（土）	東 京
	第2回 8月30日（土）	名古屋
	第3回 11月15日（土）	大 阪
	第4回 27年2月21日（土）	福 岡
3. 医師とメディカルスタッフの ための栄養管理セミナー	第1回 未定	未 定
4. 感染制御講習会	第1クール 5月31日（土）～ 6月1日（日）	東 京
	第2クール 11月29日（土）～30日（日）	”
	第3クール 27年1月17日（土）～18日（日）	”
5. 臨床研修指導医養成講習会	第1回 6月14日（土）～15日（日）	東 京
	第2回 10月11日（土）～12日（日） 予定	”
	第3回 27年2月7日（土）～8日（日）	”
6. 病院中堅職員育成研修	薬剤部門管理コース 2回：未定	日病会議室
	人事・労務管理コース 2回：未定	”
	経営管理コース 2回：未定	”
	医事管理コース 2回：未定	”
	財務・会計コース 2回：未定	”
	医療技術部門管理コース 2回：未定	”
	その他コースを増設予定	

平成26年度 国際活動 (AHF、IHF、WHO、IFHIMA)

会 議 名	開 催 期 日	開 催 地
【AHF：アジア病院連盟】		
AHF BoG Meeting	未定	予定
AHF Summit	未定	未定
【IHF：国際病院連盟】		
IHF GC Meeting	4月	バルセロナ・スペイン（予定）
〃	11月	ソウル・韓国（予定）
IHF Leadership Summit	11月	ソウル・韓国（予定）
【WHO：世界保健機関】		
WHO-FIC Revision Steering Group Meeting	未定	未定
WHO-FIC Education Implementation Committee	4月9日～10日	フランス・リヨン
WHO-FIC Family Development Committee	6月（予定）	マレーシア（予定）
WHO-FIC Asia-Pacific Network Meeting	6月11日～12日	マレーシア（予定）
WHO-FIC Network Meeting	10月11日～17日	スペイン・バルセロナ
【IFHIMA(旧 IFHRO) : 診療情報管理協会国際連盟】		
IFHIMA:Executive Board	10月	スペイン・バルセロナ（予定）
IFHIMA:SEARO meeting	未定	未定

平成26年度 通信教育実施計画

課 程 名	開 催 期 日	開 催 地
1. 診療情報管理士通信教育		
①診療情報管理士通信教育		
前期スクーリング	8月～11月	北海道、宮城、
後期スクーリング	27年2月～5月	東京、愛知、
(7地区8開催) ×2回		大阪、岡山、福岡
各種勉強会	26年4月～ 27年3月	全国(約18会場)
基礎課程・専門課程科目試験(前期)	9月	
基礎課程・専門課程科目試験(後期)	12月	
診療情報管理士認定試験	27年2月	全国(16会場)
スクーリング講師会	12月	東京
分類法指導者勉強会	27年3月予定	東京
認定大学・専門学校説明会	6月または7月予定	東京
認定証授与式	5月25日	東京
②DPC コース		
スクーリング	9月～11月	東京、大阪、福岡
講演会	26年4月～ 予定	北海道、東京、大阪、福岡
③医師事務作業補助者コース		
研修会	6月、7月、12月	東京、大阪、福岡
2. 病院経営管理士通信教育		
後期期末試験(2年次生)	7月中旬	東京、日病会議室
前期スクーリング(1年次生)	7月中旬	東京、日病会議室
〃(2年次生)	7月中旬	〃
前期期末試験(1年次生)	27年1月中旬	東京、日病会議室
〃(2年次生)	27年1月中旬	〃
後期スクーリング(1年次生)	27年1月中旬	東京、日病会議室
〃(2年次生)	27年1月中旬	〃
認定証授与式	9月	東京

平成26年度 日本診療情報管理学会 生涯教育研修会実施計画

名 称	開催期日	開催地
第70回	5月17日(土)	埼玉・日本薬科大学
第71回	6月14日(土)	大阪・大阪商業大学
第72回	9月12日(金) 第40回 学術大会時ランチセミナー	岩手・盛岡市民文化ホール (マリオス)、いわて県民 情報交流センター(アイーナ)
第73回	検討中 (27年1月～2月)	東京・笹川記念会館
第74回	検討中 (27年1月～2月)	石川・検討中
第75回	検討中 (27年1月～2月)	福岡・検討中

平成26年度 役員会等開催計画

※原則として第4土曜日

年	月	日	曜日	会議名称	場所	備考
26	4	26	土	第1回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	5	24	土	第2回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	6	14	土	第1回 理事会	東京	事業報告・決算 ホテルオークラ東京
	〃	〃	〃	社員総会	〃	事業報告・決算 ホテルオークラ東京
	7	2	水	第2回 理事会	香川	JR ホテル クレメント高松
	〃	3～4	木～金	第64回日本病院学会	香川	サンポートホール高松 ほか
	〃	16～18	水～金	国際モダンホスピタルショー2014	東京	東京ビッグサイト
	8	2～3	土、日	病院長・幹部職員セミナー	東京	イイノホール
	〃	23	土	第3回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	9	11～12	木～金	第40回日本診療情報管理学会	岩手	マリオス盛岡地域交流 センター ほか
	〃	27	土	第4回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	10	25	土	第3回 理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	11	22	土	第5回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	12	13	土	第6回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
27	1	15	木	第7回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	〃	15	〃	合同賀詞交歓会	東京	ホテルオークラ東京
	2	28	土	第8回 常任理事会	東京	ホスピタルプラザビル
	3	28	土	第4回 理事会	東京	事業計画・予算 ホスピタルプラザビル
	〃	28	〃	社員総会	〃	事業計画・予算 ホスピタルプラザビル

【注意事項】

- ・日病学会開催時の理事会が7月2日のため、5月と6月の開催日程が変則となっています。

第3号議案

平成26年度 予算(案)

経常増減の部

平成26年 4月 1日から

I 経常収益の部

平成27年 3月31日まで

一般社団法人 日本病院会

(単位:円)

科 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
1. 受取会費	303,300,000	300,300,000	3,000,000	
(1) 正会員会費	303,000,000	300,000,000	3,000,000	
(2) 過年度会費	300,000	300,000	0	
2. 受取寄附金	28,500,000	29,000,000	△ 500,000	
(1) 賛助会員会費	27,000,000	26,000,000	1,000,000	
(2) 一般寄付金	1,500,000	3,000,000	△ 1,500,000	
3. 事業収益	844,432,000	844,132,000	300,000	
1.購読料収益	1,638,000	3,932,000	△ 2,294,000	
(1) 雑誌・ニュース	1,638,000	3,932,000	△ 2,294,000	
2.部会費収益	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	
(1) 人間ドック部会費	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	
3.受講料・参加料収益	771,669,000	789,245,000	△ 17,576,000	
(1) 研究研修会	1,950,000	25,200,000	△ 23,250,000	
(2) 通信教育	504,400,000	506,890,000	△ 2,490,000	
(3) 通信教育(認定・指定料)	102,240,000	102,220,000	20,000	
(4) 通信教育(雑益)	11,305,000	11,325,000	△ 20,000	
(5) セミナー 1	130,674,000	121,810,000	8,864,000	
(6) セミナー 2	21,100,000	21,800,000	△ 700,000	
4.家賃収入	54,170,000	43,000,000	11,170,000	
(1) 受取事務所	49,170,000	41,000,000	8,170,000	
(2) 受取会議室	5,000,000	2,000,000	3,000,000	
5.保険代理店収入	9,500,000	0	9,500,000	
(1) 保険代理店収入	9,500,000	0	9,500,000	
6.事務受託収益	4,455,000	4,455,000	0	
(1) 日本診療情報管理学会	3,595,000	3,595,000	0	
(2) 病院経営管理士会	560,000	560,000	0	
(3) 日本診療情報管理士会	300,000	300,000	0	
(4) その他	0	0	0	
4. 雑収益	3,210,000	2,930,000	280,000	
(1) 受取利息	200,000	200,000	0	
(2) 広告収益	2,010,000	1,730,000	280,000	
(3) 雑益	1,000,000	1,000,000	0	
経常収益合計	1,179,442,000	1,176,362,000	3,080,000	

経常増減の部

II 経常費用の部

(単位:円)

科 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
1. 委員会・部会	39,318,000	34,582,000	4,736,000	
(1) 旅費交通費	29,127,000	26,299,000	2,828,000	
(2) 通信運搬費	715,000	535,000	180,000	
(3) 消耗品費	332,000	302,000	30,000	
(4) 修繕費	0	0	0	
(5) 印刷製本費	2,058,000	4,950,000	△ 2,892,000	
(6) 図書購読費	46,000	31,000	15,000	
(7) 賃借料	700,000	525,000	175,000	
(8) システム関連保守料	0	0	0	
(9) 諸謝金	1,190,000	991,000	199,000	
(10) 会議費	1,150,000	949,000	201,000	
(11) 委託費	4,000,000	0	4,000,000	
(12) 雑費	0	0	0	
2. ニュース発行費	20,930,000	20,098,000	832,000	
(1) 旅費交通費	500,000	495,000	5,000	
(2) 通信運搬費	5,500,000	5,445,000	55,000	
(3) 消耗品費	10,000	10,000	0	
(4) 印刷製本費	9,460,000	8,663,000	797,000	
(5) 賃借料	30,000	30,000	0	
(6) 諸謝金	150,000	228,000	△ 78,000	
(7) 会議費	80,000	79,000	1,000	
(8) 委託費	5,200,000	5,148,000	52,000	
3. 雑誌発行費	56,310,000	56,133,000	177,000	
(1) 旅費交通費	0	0	0	
(2) 通信運搬費	5,460,000	5,544,000	△ 84,000	
(3) 消耗品費	50,000	297,000	△ 247,000	
(4) 印刷製本費	50,800,000	50,292,000	508,000	
(5) 賃借料	0	0	0	
(6) 諸謝金	0	0	0	
(7) 会議費	0	0	0	

(単位:円)

科 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
4. インターネット運営費	11,250,000	16,628,000	△ 5,378,000	
(1) 旅費交通費	0	0	0	
(2) 通信運搬費	2,950,000	2,921,000	29,000	
(3) 消耗品費	500,000	1,485,000	△ 985,000	
(4) 印刷製本費	0	1,782,000	△ 1,782,000	
(5) 支払リース料	2,800,000	4,500,000	△ 1,700,000	
(6) 賃借料	0	0	0	
(7) システム関連保守料	5,000,000	5,940,000	△ 940,000	
(8) 会議費	0	0	0	
(9) 支払手数料	0	0	0	
5. 日本病院団体協議会関係費	1,220,000	1,095,000	125,000	
(1) 旅費交通費	1,112,000	944,000	168,000	
(2) 通信運搬費	1,000	0	1,000	
(3) 消耗品費	2,000	2,000	0	
(4) 印刷製本費	100,000	139,000	△ 39,000	
(5) 賃借料	0	0	0	
(6) 諸謝金	0	0	0	
(7) 会議費	5,000	10,000	△ 5,000	
6. 四病院団体協議会	4,484,000	3,942,000	542,000	
(1) 旅費交通費	3,932,000	3,490,000	442,000	
(2) 通信運搬費	61,000	21,000	40,000	
(3) 消耗品費	10,000	11,000	△ 1,000	
(4) 印刷製本費	214,000	103,000	111,000	
(5) 賃借料	0	0	0	
(6) 諸謝金	40,000	50,000	△ 10,000	
(7) 会議費	227,000	267,000	△ 40,000	
7. 助成金	25,850,000	23,150,000	2,700,000	
(1) 日本病院学会	16,000,000	13,000,000	3,000,000	
(2) 病院経営管理士会	1,000,000	1,000,000	0	
(3) 日本診療情報管理学会	5,400,000	5,900,000	△ 500,000	
(4) 各県病院協会研究会	300,000	250,000	50,000	
(5) 支部運営費	3,150,000	3,000,000	150,000	
8. 負担金	6,800,000	4,000,000	2,800,000	日本医療安全調査機構150万円
(1) 諸会費	6,800,000	4,000,000	2,800,000	東大・医療政策実践コミュニティ支援200万円

(単位:円)

科 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
9. 総会費	7,358,000	6,250,000	1,108,000	
(1) 旅費交通費	2,400,000	2,376,000	24,000	
(2) 通信運搬費	48,000	48,000	0	
(3) 消耗品費	10,000	10,000	0	
(4) 印刷製本費	500,000	752,000	△ 252,000	
(5) 賃借料	1,500,000	1,426,000	74,000	
(6) 保険料	90,000	80,000	10,000	
(7) 諸謝金	100,000	100,000	0	
(8) 会議費	2,200,000	1,087,000	1,113,000	賀詞交歓会1/3負担 120万円
(9) 雑費	510,000	371,000	139,000	
10. 常任理事会費	13,482,000	11,343,000	2,139,000	
(1) 旅費交通費	10,400,000	9,504,000	896,000	
(2) 通信運搬費	96,000	95,000	1,000	
(3) 消耗品費	40,000	40,000	0	
(4) 印刷製本費	280,000	277,000	3,000	
(5) 賃借料	0	0	0	
(6) 保険料	250,000	224,000	26,000	
(7) 諸謝金	0	0	0	
(8) 会議費	1,456,000	253,000	1,203,000	賀詞交歓会1/3負担 120万円
(9) 雑費	960,000	950,000	10,000	
11. 理事会費	17,498,000	12,523,000	4,975,000	
(1) 旅費交通費	10,000,000	8,712,000	1,288,000	
(2) 通信運搬費	62,000	61,000	1,000	
(3) 消耗品費	20,000	20,000	0	
(4) 印刷製本費	240,000	238,000	2,000	
(5) 賃借料	2,880,000	1,426,000	1,454,000	
(6) 保険料	150,000	132,000	18,000	
(7) 諸謝金	0	0	0	
(8) 会議費	3,396,000	1,325,000	2,071,000	賀詞交歓会1/3負担 120万円
(9) 雑費	750,000	609,000	141,000	
12. 研究研修会費	1,808,000	22,934,000	△ 21,126,000	
(1) 旅費交通費	50,000	450,000	△ 400,000	介護報酬改定説明会
(2) 通信運搬費	528,000	2,228,000	△ 1,700,000	
(3) 消耗品費	30,000	50,000	△ 20,000	
(4) 印刷製本費	500,000	14,969,000	△ 14,469,000	
(5) 賃借料	600,000	4,950,000	△ 4,350,000	
(6) 諸謝金	50,000	228,000	△ 178,000	
(7) 会議費	50,000	59,000	△ 9,000	

(単位:円)

科 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
13. 通信教育	395,095,000	405,888,000	△ 10,793,000	
(1) 給与手当	60,000,000	71,000,000	△ 11,000,000	
(2) 契約社員人件費	25,000,000	24,000,000	1,000,000	
(3) 退職金	0	0	0	
(4) 法定福利費	15,000,000	13,500,000	1,500,000	
(5) 厚生費	0	0	0	
(6) 旅費交通費	14,400,000	12,870,000	1,530,000	
(7) 通信運搬費	22,500,000	22,770,000	△ 270,000	
(8) 消耗品費	4,385,000	2,970,000	1,415,000	
(9) 印刷製本費	55,500,000	57,420,000	△ 1,920,000	
(10) 図書購読費	23,300,000	29,700,000	△ 6,400,000	
(11) 支払リース料	6,600,000	10,000,000	△ 3,400,000	
(12) 賃借料	76,500,000	79,200,000	△ 2,700,000	
(13) システム関連保守料	17,500,000	16,157,000	1,343,000	
(14) 諸謝金	27,260,000	23,760,000	3,500,000	
(15) 会議費	4,200,000	3,710,000	490,000	
(16) 委託費	38,000,000	34,650,000	3,350,000	
(17) 支払手数料	4,900,000	4,181,000	719,000	
(18) 雑費	50,000	0	50,000	
14. セミナー 1	77,140,000	79,670,000	△ 2,530,000	
(1) 旅費交通費	3,866,000	6,039,000	△ 2,173,000	
(2) 通信運搬費	1,194,000	1,460,000	△ 266,000	
(3) 消耗品費	640,000	614,000	26,000	
(4) 印刷製本費	14,569,000	19,602,000	△ 5,033,000	
(5) 支払リース料	800,000	940,000	△ 140,000	
(6) 賃借料	52,500,000	37,917,000	14,583,000	
(7) 諸謝金	1,881,000	9,821,000	△ 7,940,000	
(8) 会議費	1,690,000	3,267,000	△ 1,577,000	
(9) 雑費	0	10,000	△ 10,000	

(単位:円)

科 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
15. セミナー 2	6,630,000	8,323,000	△ 1,693,000	
(1) 旅費交通費	1,295,000	1,502,000	△ 207,000	
(2) 通信運搬費	540,000	950,000	△ 410,000	
(3) 消耗品費	80,000	79,000	1,000	
(4) 印刷製本費	2,550,000	4,010,000	△ 1,460,000	
(5) 賃借料	0	0	0	
(6) 諸謝金	2,000,000	1,584,000	416,000	
(7) 会議費	165,000	198,000	△ 33,000	
(8) 委託費	0	0	0	
(9) 雑費	0	0	0	
16. 統計情報関係費	49,441,000	54,441,000	△ 5,000,000	
(1) 派遣人件費	7,400,000	0	7,400,000	
(2) 旅費交通費	1,782,000	1,782,000	0	
(3) 通信運搬費	2,327,000	2,327,000	0	
(4) 消耗品費	0	0	0	
(5) 修繕費	0	0	0	
(6) システム関連保守料	37,932,000	50,332,000	△ 12,400,000	
(7) 印刷製本費	0	0	0	
(8) 図書購読費	0	0	0	
(9) 賃借料	0	0	0	
(10) 諸謝金	0	0	0	
(11) 会議費	0	0	0	
(12) 雑費	0	0	0	
17. 国際交流費	79,080,000	70,768,000	8,312,000	
1.アジア地域病院関係費	4,780,000	3,496,000	1,284,000	
(1) 旅費交通費	4,450,000	3,317,000	1,133,000	
(2) 会議費等	260,000	109,000	151,000	
(3) 負担金	70,000	70,000	0	
2.欧米等地域病院関係費	10,500,000	19,843,000	△ 9,343,000	
(1) 旅費交通費	5,900,000	15,395,000	△ 9,495,000	
(2) 会議費等	400,000	248,000	152,000	
(3) 負担金	4,200,000	4,200,000	0	
3.WHO関係費	63,800,000	47,429,000	16,371,000	
(1) 旅費交通費	11,700,000	9,029,000	2,671,000	
(2) 会議費等	19,100,000	9,900,000	9,200,000	
(3) 負担金	33,000,000	28,500,000	4,500,000	30万ドル

(単位:円)

科 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
18. 事務諸費	318,822,000	286,987,000	31,835,000	
(1) 役員報酬	12,000,000	12,000,000	0	
(2) 給与手当	130,000,000	120,000,000	10,000,000	
(3) 契約社員人件費	14,500,000	11,000,000	3,500,000	
(4) 出向社員人件費	0	6,240,000	△ 6,240,000	
(5) 厚生費	2,600,000	2,500,000	100,000	災害備蓄品
(6) 退職金	18,600,000	0	18,600,000	
(7) 法定福利費	22,000,000	20,000,000	2,000,000	
(8) 旅費交通費	3,700,000	2,970,000	730,000	
(9) 通信運搬費	2,000,000	6,930,000	△ 4,930,000	
(10) 消耗品費	3,100,000	3,960,000	△ 860,000	
(11) 修繕費	500,000	990,000	△ 490,000	
(12) 印刷製本費	5,400,000	6,930,000	△ 1,530,000	
(13) 図書購読費	600,000	1,485,000	△ 885,000	
(14) 水道光熱費	6,300,000	6,300,000	0	
(15) 固定資産税等	17,000,000	17,000,000	0	
(16) 支払リース料	5,100,000	6,200,000	△ 1,100,000	
(17) 賃借料	50,000	0	50,000	
(18) 保険料	310,000	200,000	110,000	
(19) システム関連保守料	1,613,000	1,300,000	313,000	経理保守料
(20) 顧問料	8,000,000	7,980,000	20,000	
(21) 公租公課	20,000,000	12,000,000	8,000,000	消費税5%から8%
(22) 渉外費	1,580,000	1,980,000	△ 400,000	
(23) 会議費	120,000	198,000	△ 78,000	
(24) 支払手数料	7,370,000	2,574,000	4,796,000	保険代行支払手数料・諸規程コンサルタント料
(25) 支払利息	11,500,000	13,280,000	△ 1,780,000	
(26) 雑 費	2,000,000	2,970,000	△ 970,000	
(27) ビル管理費	11,799,000	10,000,000	1,799,000	
(28) ビル修繕・設備	1,080,000	0	1,080,000	修繕費
(29) ビル修繕積立預金	10,000,000	10,000,000	0	
19. 予備費	1,000,000	1,000,000	0	
(1) 予備費	1,000,000	1,000,000	0	
経常費用(減価償却費外)合計	1,133,516,000	1,119,755,000	13,761,000	
減価償却前当期経常増減額	45,926,000	56,607,000	△ 10,681,000	

Ⅲ 投資活動収入の部

(単位:円)

科 目 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
1. 固定資産売却等収入	0	0	0	
(1)差入敷金戻り収入	0	0	0	
(2)受入敷金受入収入	0	0	0	
(3)その他資産売却収入	0	0	0	
2. 特定預金取崩収入	18,600,000	0	18,600,000	
(1)基本財産特定預金取崩収入	0	0	0	
(2)退職給付引当特定預金取崩収入	18,600,000	0	18,600,000	
(3)IMF国際交流基金特定預金取崩収入	0	0	0	
(4)維持修繕積立預金取崩収入	0	0	0	
(5)学術振興基金取崩収入	0	0	0	
(6)国際支援基金取崩収入	0	0	0	
収入合計	18,600,000	0	18,600,000	

Ⅳ 投資活動支出の部

(単位:円)

科 目 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
1. 固定資産取得支出	0	0	0	
(1)敷金差入支出	0	0	0	
(2)受入敷金返還支出	0	0	0	
(3)土地取得支出	0	0	0	
(4)建物取得支出	0	0	0	
(5)建物付属設備取得支出	0	0	0	
(6)什器備品取得支出	0	0	0	
(7)その他資産取得支出	0	0	0	
2. 特定預金繰入支出	0	0	0	
(1)基本財産特定預金繰入支出	0	0	0	
(2)退職給付引当特定預金繰入支出	0	0	0	
(3)IMF国際交流基金特定預金繰入支出	0	0	0	
(4)学術振興基金繰入支出	0	0	0	
(5)国際支援基金繰入支出	0	0	0	
投資活動支出合計	0	0	0	
当期投資活動収支差額	18,600,000	0	18,600,000	

V 財務活動収入の部

(単位:円)

科 目 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
1. 長期借入金収入	0	0	0	
(1)長期借入金収入(土地)	0	0	0	
(2)長期借入金収入(建物)	0	0	0	

VI 財務活動支出の部

(単位:円)

科 目 款 項 目	平成26年度 予 算	平成25年度 予 算	増 減	備 考
1. 長期借入金返済支出	71,340,000	71,340,000	0	
(1)長期借入金返済支出(土地)	56,004,000	56,004,000	0	
(2)長期借入金返済支出(建物)	15,336,000	15,336,000	0	
当期財務活動収支差額	△ 71,340,000	△ 71,340,000	0	
当期収支差額合計	△ 6,814,000	△ 14,733,000	7,919,000	
前期繰越収支差額	7,249,855	21,982,855	△ 14,733,000	
次期繰越収支差額	435,855	7,249,855	△ 6,814,000	

注 上記に含まれない予算

日本病院学会

日本診療情報管理学会

日本診療情報管理学会学術大会

理事の選任について

一般社団法人日本病院会 定款第 19 条

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事 3 名のうち 1 名については、社員総会の決議により会員以外から選任する。

一般社団法人日本病院会 定款第 20 条の 3

(役員任期)

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

【理事立候補者】

なかむらとしたか

中村利孝 国立国際医療研究センター病院 院長

参与の承認について

一般社団法人日本病院会 定款第 23 条の 2

(顧問及び参与)

2 顧問及び参与は、この法人に功労ある者、又は学識経験ある者の中から、社員総会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。

【参与】

たけうち つとむ
竹内 勤

慶應義塾大学病院 院長

一般社団法人 日本病院会 定款（案）

第1章 名称及び事務所

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人日本病院会（英文名 Japan Hospital Association 略称 JHA）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、日本全病院の一致協力によって病院の向上発展とその使命遂行とを図り、社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 わが国の医療制度殊に病院制度の調査研究に関する事業
- 2 病院の管理運営及び施設の改善向上に関する事業
- 3 病院関係者の教育、指導及び医療職員の養成確保に関する事業
- 4 病院の公衆衛生及び地域社会活動に関する事業
- 5 病院資質の向上、医療職員の教育研修及び病院施設の調査研究に関する事業
- 6 社会保障制度及び医療保険制度、その他病院関係諸法規の調査研究に関する事業
- 7 税制、金融その他病院財政一般に関する事業
- 8 病院用品の調査研究に関する事業
- 9 病院事業の国際的活動に関する事業
- 10 病院事業に関して政府その他の関係機関並びに団体との連絡協議に関する事業
- 11 学会及び病院大会に関する事業
- 12 病院機能評価に関する事業
- 13 機関誌その他の刊行物発行に関する事業

14 病院の広報活動に関する事業

15 医療従事者の職業紹介に関する事業

16 不動産賃貸等に関する事業

~~16~~ 17 その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 この法人が事業を行なう区域は、本邦及び海外とする。

第3章 会員

（会員の種類）

第5条 この法人の会員は次の4種とする。

- ・正会員 この法人の目的及び趣旨に賛同し入会した病院の代表者で、原則として当該病院が代表として届け出た医師とする。
- ・特別会員 病院の向上発展に寄与するため、学識経験者等にして、理事会において推薦したる者。
- ・賛助会員 この法人の目的及び趣旨に賛同し入会した正会員・特別会員以外の法人又は個人。
- ・名誉会員 多年本会の会員にして功労のある者で社員総会により承認した者。

（入会）

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（退会）

第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、理由を付して所定の退会届を提出しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会費は、毎年度の7月末日までに納入しなければならない。

（臨時会費）

第9条 会長は、緊急やむを得ない事情ありと認めるときは、社員総会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(既納会費及び拠出金)

第10条 既納の会費又は拠出金は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

(戒告又は除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を戒告又は除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(資格の喪失)

第12条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である病院又は法人が解散したとき

第4章 社員(代議員) (代議員社員)

第13条 この法人の社員は、概ね25人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団・財団法人法に関する法律(以下「法人法」と記載する。)に規定する社員とする。(端数等の取り扱いについては理事会で定める)

2 代議員社員を選出するため、正会員による代議員社員選挙を行う。代議員社員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員社員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員社員選挙に立候補することができる。

4 第3項の代議員社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員社員を選出することはできない。

5 第3項の代議員社員選挙は、2年に1度、~~5月~~選挙告示で示した期日までに実施することとし、代議員社員の任期は、2年後に実施される代議員社員選挙終了の時までとする。ただし、代議員社員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追求の訴え及び役員解任の訴え、「法人法」第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(「法人法」第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員社員は社員たる地位を失わない。(当該代議員社員は、役員選任及び解任(「法人法」第63条及び第70条)並びに定款変更(「法人法」第146条)についての議決権を有しないこととする。)

6 代議員社員が欠けた場合又は代議員社員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員社員を選挙することができる。補欠の代議員社員の任期は、任期の満了前に退任した代議員社員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員社員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員社員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員社員の補欠の代議員社員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員社員の氏名
- (3) 同一の代議員社員(2人以上の代議員社員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員社員)につき2人以上の補欠の代議員社員を選任するときは、当該補欠の代議員社員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員社員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員社員選挙終了の時までとする。

9 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、「法人法」第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

(会員の権利)

第 14 条 正会員は、「法人法」に規定された次に掲げる社員の権利を、~~代議員社員~~と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 「法人法」第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 「法人法」第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 「法人法」第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 「法人法」第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 「法人法」第 51 条第 4 項の権利及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 「法人法」第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 「法人法」第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 「法人法」第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

第 5 章 役員

（役員の設定）

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 60 名以上 66 名以内
 - (2) 監事 3 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名を会長代行副会長、4 名を業務執行副会長、19 名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長並びに会長代行副会長をもって「法人法」に関する法律上の代表理事とし、業務執行副会長を業務執行理事とする。

（理事等の職務及び権限）

第 16 条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して職務を執行する。
- 3 会長代行副会長は、この法人を代表して業務全般に亘り会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する

ほか、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その業務を代行する。

4 業務執行副会長は、業務全般に亘り会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 常任理事は、理事会審議事項の円滑な検討のために、整備、準備を行う。

（監事の職務及び権限）

第 17 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員報酬等）

第 18 条 役員に対しては、報酬等を支払うことができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決により定める。

（役員を選任）

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事 3 名のうち 1 名については、社員総会の決議により会員以外から選任する。

2 会長、会長代行副会長、業務執行副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、~~代議員社員~~を兼ねることはできない。

4 監事は、理事及び使用人を兼ねることができない。

5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

（役員任期）

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業

年度のうち最終のものに関する定期社員総会の
終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、
前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りな
くなるときは、任期の満了又は辞任により退任し
た後も、新たに選任された者が就任するまで、理
事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議により解任するこ
とができる。

2 会長、会長代行副会長、業務執行副会長、常
任理事は、理事会の決議によって解職すること
ができる。

第 6 章 名誉会長、及び顧問、参与

(名誉会長)

第 22 条 この法人に、名誉会長若干名を置くことが
できる。

2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、この法人
に顕著な功労ある者で社員総会の承認した者と
する。

3 名誉会長は会員総会、社員総会、理事会に出席
し、参考意見を述べることができる。ただし、そ
れぞれの会議の議決権は有しない。

4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第 23 条 この法人に、それぞれ 15 名以内の顧問及び参
与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この法人に功労ある者、又は
学識経験ある者の中から、**社員総会 理事会**の承
認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は
役員任期と同じとする。

3 顧問及び参与は、社員総会、理事会に出席し、
参考意見を述べるができる。ただし、それぞ
れの会議の議決権は有しない。

第 7 章 会員総会

(総会の構成及び開催)

第 24 条 会員総会は全ての正会員をもって構成する。

2 総会は、会長が必要と認めるとき随時これを
招集し、会長が、その議長となる。

(報告事項)

第 25 条 総会の報告事項は、日本病院会の会務報告等
とする。

第 8 章 社員総会 ~~(代議員会)~~

(構成)

第 26 条 社員総会 ~~(代議員会)~~ は全ての社員 ~~(以下、
代議員)~~ をもって構成する。

(社員総会の開催)

第 27 条 定期社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以
内に開催する。

2 臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に
開催する。

(1) 会長が必要と認め、理事会に招集の請求をした
とき

(2) 第 29 条 2 項による社員総会の開催要求があつ
たとき。

(社員総会の権限)

第 28 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員及び社員 ~~(代議員)~~ の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 役員報酬等の額

(4) 事業計画並びに貸貸対照表及び損益計算書の
承認

(5) 定款の変更

(6) 合併、解散、事業譲渡及び残余財産の処分

(7) その他法令又は定款で定められた社員総会で
決議するものとされた事項

(社員総会の招集)

第 29 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を
除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 ~~代議員社員~~ の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を
有する ~~代議員社員~~ は、会長に対し、社員総会の目
的である事項及び招集の理由を示して、社員総会
の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 30 条 会長は、社員総会の日 2 週間前までに、会
議の日時、場所、目的及び審議事項を書面をも

って代議員社員に通知しなければならない

(議長)

第31条 社員総会の議長並びに副議長は、当該代議員
会社員総会において代議員社員の権限行使出
席者の中から選出する。

(議決権)

第32条 社員総会における議決権は、代議員社員1名
につき1個とする。

(決議)

第33条 社員総会の決議は、総代議員社員の議決権の
過半数を有する代議員社員が出席し、出席した
当該代議員社員の過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は総代議員
社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分
の2以上に当たる多数をもって行なわなければ
ならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際し
ては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけれ
ばならない。理事又は監事の候補者の合計が第
15条に定める定数を上回る場合には、過半数の
賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定
数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第34条 社員総会に出席できない代議員社員は、委任
状又はその他代理権を証明する書面を会長に
提出し、議決権を行使することができる。この
場合においては、当該議決権の数を第32条の
議決権の数に算入する。

(議事録)

第35条 社員総会の議事については、法令で定めると
ころにより、議事録を作成しなければならない。

2 社員総会で選出された2名の代議員社員は、前
項の議事録に記名押印する。

第9章 理事会

(理事会の設置)

第36条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、定期理事会の他に臨時理事会を開催
することができる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることが
できる。

(理事会の権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行副会長、業務執行副会長及び常
任理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、
会長代行副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、
目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、
理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事
に対してその通知を発しなければならない。
- 4 定期理事会は、毎年4回開催する。

(定足数・決議等)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関
係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、
その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「法人法」第96条の
条件を満たしたときは、理事会の議決があったも
のとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるとこ
ろにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び会長代行副会長
並びに監事はこれに署名又は記名押印しなけれ
ばならない。

第10章 常任理事会

(常任理事会の設置)

第41条 この法人に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長が必要と認めるとき随時これを召集し、会長が、その議長となる。

(常任理事会の権限)

第 42 条 常任理事会は、理事会審議事項の円滑な検討のために、整備、準備を行う。常任理事会で協議された事項は理事会の承認を得る。

第 11 章 委員会

(委員会等)

第 43 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、会長は理事会の議決を経て、部会、委員会を設置することができる。

- 2 部会又は委員会の委員は、**会長が**正会員又は正会員以外の者から**理事会が**選任し、**会長が**委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 12 章 資産及び会計

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認に付し社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

- 2 前号の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定期社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその他の内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の処分)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 13 章 定款の変更及び合併並びに解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(合併)

第 49 条 この法人は、社員総会の決議により、「法人法」に定める他の一般社団法人又は一般財団法人との合併をすることができる。

(解散)

第 50 条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告方法)

第 52 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により電子公告できない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第15章 事務局

(事務局)

第53条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織又は運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第16章 附則等

(施行細則)

第54条 この定款施行について必要な細則は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
会長 堺常雄
会長代行副会長 今泉暢登志、相澤孝夫
- 2 この定款は平成24年4月1日から施行する。
- 3 この定款は平成26年3月15日から施行する。

一般社団法人日本病院会 定款変更（案）について

変更時期 平成26年3月15日（土）社員総会

変更箇所

1. 第4条（事業）

ホスピタルプラザビルにおいて、他団体への賃貸を行うことに対する事業の記載がないことから追加記載を行う（監事指摘事項）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

【現行】 15 医療従事者の職業紹介に関する事業

16 その他この法人の目的達成のため必要な事業

【変更案】 15 医療従事者の職業紹介に関する事業

16 不動産賃貸等に関する事業 ←追加

17 その他この法人の目的達成のため必要な事業

2. 第13条（代議員）

（1）本会は従来より理事とは別に代議員を設置しており、平成24年4月1日に一般社団法人に移行した際も代議員制を継承した。一般社団法人の定款第13条で「代議員」をもって「法人法」に規定する「社員」とするとしたが、従来から使用している「代議員」の名称を残した方が混乱しないと考え、条文には代議員という記載にしたが、約2年経過し「社員」という名称にも慣れてきたので、定款13条を主とした条文中の「代議員」を「社員」に統一し、語句の整理を行う。

第13条 この法人の社員は、概ね25人の中から1人の割合をもって選出される**代議員**をもって一般社団・財団法人法に関する法律（以下「法人法」と記載する。）に規定する**社員**とする。（端数等の取り扱いについては理事会で定める） ←この条項は社員の定義のため変更しない

2 代議員 **社員**を選出するため、正会員による代議員 **社員**選挙を行う。代議員 **社員**選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

←定款第13条1項以外において、「代議員」は「社員」に変更する

- (2) 代議員の選出は2年に一度、役員改選と同時期の社員総会までに各都道府県において実施するが、定款第13条5項においては「5月に実施する」としているが、実際は「選挙告示で示した期日までに実施する」こととしており、現実に則していないことから整合性を図る。

定款第13条

【現行】5 第3項の代議員選挙は、2年に1度、**5月**に実施することとし、代議員の任期は、2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

【変更案】5 第3項の代議員選挙は、2年に1度、**選挙告示で示した期日まで**に実施することとし、代議員の任期は、2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

3. 第23条（顧問及び参与）

現在、顧問及び参与に関しては社員総会の承認事項となっているため、異動や選挙等で人が変わっても年度途中の変更が出来ず苦慮している。顧問、参与は法人法で定める役職ではなく本会が任意で定める役職であるため、理事会承認事項とすることが可能なため、変更をして会務の効率化を図りたい。

【現行】2 顧問及び参与は、この法人に功労ある者、又は学識経験ある者の中から、**社員総会**の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。

【変更案】2 顧問及び参与は、この法人に功労ある者、又は学識経験ある者の中から、**理事会**の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。

4. 第43条（委員会等）

委員会の設置については1項で「会長は理事会の議決を経て、部会、委員会を設置することができる」としている。2項においては部会又は委員会の委員は理事会が選任し、会長が委嘱するとされており、委員全員について理事会の承認が必要になっている。タイムリーかつ柔軟な対応とするため、会長が選任並びに委嘱も出来るよう変更して委員会活動の充実を図る。

【現行】2 部会又は委員会の委員は、正会員又は正会員以外の者から理事会が選任し、会長が委嘱する。

【変更案】2 部会又は委員会の委員は、**会長が**正会員又は正会員以外の者から**選任し、委嘱する。** ←変更

以上